# 一般社団法人船舶整備共有船主協会
# ご入会手続きについて

一般社団法人船舶整備共有船主協会へのご入会に関する手続きをお知らせいたします。

１．別紙入会申込書を会長宛にご提出いただきます。
入会申込書には、指定代表者と指定代理者を指定する場合には指定代理者を明記してください。

・指定代表者は、法人又は団体の代表者として、本会に対してその権利を行使する方です。
・指定代表者は、本会に対する権利行使を行う代理者を指定することができます。代理者を選定される場合には、指定代理者欄にご記入ください。
・入会後も変更ある時は、速やかに変更届をご提出下さい。

２．入会については、理事会（年４回開催）の承認事項となっていますので、入会申込書をご提出していただき、当協会の理事会での承認後、入会といたします

３．会員となられた方には、当協会からの通知文書を発送するとともに、協会ＨＰの会員専用ページへ入るためのＩＤ・パスワードをご連絡します。

以 上